

保護者の皆様へ

茨木市立南中学校
校長 田中 宏和

気象の警報発令及び地震発生時の 緊急措置について

標記の件につきまして、下記のとおり対応していただきますようお願い申し上げます。

1. 警報発令時の措置

「茨木市」に「暴風警報」が発令された場合、下記の措置をとる。（「特別警報」が出ている場合も同じです。なお、従来の「大雨」・「大雨・洪水」の警報が発令された場合は、通常どおり登校する。）また、「校区内の地域」に「避難指示（緊急）」が発令された場合も下記の措置をとる。

① 午前7時の時点で発令の場合	自宅待機
② 午前9時までに解除の場合	解除された時点で登校
③ 午前9時に解除されていない場合	臨時休業

※ 午前9時までに解除された場合、弁当持参で登校させてください。
（午後に授業がない場合は必要ありません）

※ 登校後に上記の警報・勧告・指示等が発令された場合、原則としてその時点で下校となります。

※ 新聞・ラジオ・テレビ等による情報に注意していただき、上記措置にてらしてご判断ください。
緊急の連絡がとれにくくなりますので、学校へのお問い合わせはご遠慮ください。

2. 地震発生時の措置

(1) 大地震（震度5弱以上）が発生した場合	
臨時休業とする。	
① 登下校中	危険な場所を避け、安全な場所へ一時避難し、揺れがおさまった後、登校時には原則一旦登校する。下校時にはそのまま帰宅することを基本とする。
② 校内にいる時	授業等活動中止 (状況により学校待機、または集団下校等の措置をとる。)
(2) 震度5弱未満の地震が発生した場合	
学校園施設の被害状況・通学路の安全状況により、臨時休業の措置をとるかどうかを判断するので、臨時休業の連絡がない限り登校する。	

※ 大地震発生時の臨時休業の期間は、被害状況により異なりますので、学校から連絡します。

緊急時の措置の場合には、PTA学級委員会・地区委員会等のご協力をお願いする場合があります。時間の経過にともなって、措置の変更がある場合など連絡が混乱し、ご迷惑をおかけすることもあります。ご理解の方お願いいたします。